

平成31年2月定例総会

平成31年2月4日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成31年度第11回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年2月4日（月） 午前10時から10時30分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	5番	中山	巖
職務代理	2番	岡崎	直正
	1番	黒原	一寿
	3番	山本	美加
	4番	橘	なぎさ
推進委員	1番	池田	克彦
	3番	横山	保幸
	4番	宮上	昌三
	5番	上野	清吉
	6番	弘田	好希
	7番	田邊	昌一
	8番	池	俊伸

4. 欠席委員 (1人)

2番 西村 芳秀

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条に係る許可の審議について

議案第2号 農地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第3号 その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長

二宮 眞弓

農林水産課長補佐

岡田 哲治

事務局係長

中山 真寿美

事務局員

細川 美佐

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、2月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告を申し上げます。
西村委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 農地法3条の許可の審議について
議案第2号 農地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第3号 その件について
の審議についてお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として
1番 黒原 委員
2番 岡崎 委員 の2名を指名いたします。

最初に、議案第1号 農地法3条の許可の審議について、事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

はい、それでは議案書の2ページからご説明いたします。
農地法第3条の申請に係る意見の審議について、申請番号3番についてご説明いたします。

申請者のうち、譲渡人の住所氏名は記載のとおり、年齢75歳、無職です。
譲受人は、果樹の生産を行っている農地所有適格法人で、所在と名称は記載のとおりです。事由は売買、担当委員は上野委員です。

土地の所在は記載のとおりで登記簿地目、現況地目ともに畑、面積が4,381㎡となっております。対価は10aあたり182,600円です。

譲受人は、本市で16,166㎡の農地を耕作しており、市外では自己所有農地が18,371㎡、借入地が16,219㎡あり、合計50,756㎡を耕作しております。

議案書2ページの土地の利用状況で、畑50,756㎡となっておりますが、これらは全て果樹を耕作しております。本市においても、耕作証明が出た愛南町からの証明書においても、農地区分が畑という区分しかありませんので、樹園地という区分が無い為に、畑に計上しているということになっております。

農地所有適格法人以外の農地所有は認められておりませんが、譲渡人は農地所有適格化法人ですので該当しません。農機具の保有台数については、スピードスプレア3台、パワーショベル2台、大型トラック1台、中型トラック2台、小型トラック1台となっております。

3ページから4ページの位置図と現況写真をご確認ください。3ページの左側が航空写真で、位置を示しております。片粕の国営農地の中の農地です。3ページの右側と4ページの左側が現況となっております。

4ページ右側には、申請地の区画を示しております。現地確認を行ったところ、現在すでに果樹の苗木が定植されておりました。

5ページの調査書をご覧ください。

農地法第3条の規定による所有権移転について、許可相当とする判断理由としまして、全部効率利用については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しない、信託については信託ではありませんので該当しない、農作業常時従事については、譲受人は農地所有各法人であり、該当しません。

下限面積については、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、本市の下限面積を超えていますので該当しない、転貸については申請地は譲渡人の所有農地であり、転貸にはあたりませんので該当しない、地域調和については、取得する農地の周辺はすでに譲受人が果樹の生産に利用しており、取得する農地についても同様に果樹の生産を行う予定であるため、本件の権利取得により近隣農地に支障は生じないものと考えられるため該当しません。

以上、本申請書につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可条件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。事務局からの説明は以上です。

議長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

上野委員 　　1月21日に現地確認に行きました。まあ、現地は苗木も植えて、そこそこ生りよる、その近くも定植だいぶ年数経っておりますが、きれいに管理されておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　　以上で議案に対する説明が終わりました。
これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。何かありませんか？

岡崎委員 　　はい。

議長 　　はい、岡崎委員。

岡崎委員 　　はい、国営農地で、もう一箇所、4ページの右側の写真見てもろうたら、上の方も、もう一人の方が国営農地として作りよったがだと思えます、これは何か、果樹か何か植えてますか？　ここ。

事務局 上というたら何処になりますかね？ 4ページの？

岡崎委員 4ページの囲んでいるところの上の方の畑よね。

事務局 上に見えてるところ？ ここも・・・。

岡崎委員 ●●さんが前やりよった、今も作ってます・・・？

事務局 (中山) 今も全体に果樹は植わっていました。どこからどこまでが、誰の範囲かというところまでは、はっきり把握はできていなかったんですけども、現地確認にここをおりて行く途中、果樹が全体、余立山全体は果樹が植わっていたと記憶しております。

岡崎委員 この果樹も、この譲受人の方が借って作っちゃうがやろうかね？ それは・・・

事務局 (岡田) それは、前回僕が担当のときにですね、●●さんから借り受けて作りよった。それが動いたかどうかは、まだ、確認できていません。

岡崎委員 そしたら、果樹を植えて、そこも作ってくれよるということやね。

議長 はい、まだ誰かありませんか？

池田委員 国営農地は場所はどこら辺になるがですか？

議長 事務局。

事務局 場所ですか？ 片粕トンネルを抜けて、すぐ左に曲がって行ったら山に登れるような・・・。

複数の委員 (国営農地の場所の議論)

岡崎委員 片粕トンネルの真上のあたりですね、国営農地は。

議長 他に、何かありませんかね。
ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。農地利用最適化推進委員より本件について異議はございませんか。

推進委員 ありません。

議長

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について、をおはかりします。議案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

次に、議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について担当者の説明を求めます。

担当者
(中山)

それでは、議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いします。

整理番号30-032、借受人及び貸付人の氏名・住所は議案書に記載のとおりです。土地は3筆あり、住所は宗呂で、字・地番はそれぞれ記載のとおりとなっております。地目は全て田で、面積は802㎡、811㎡、779㎡の合わせて2,392㎡です。

作物はすべて水稻を予定しており、利用権の始期は平成31年2月10日、終期は平成36年（新元号6年）2月9日で権利設定期間は5年間です。

賃借の種類は使用貸借となっており、賃料は発生しません。

借受人の農業経営の状況ですが、借受人は42歳で農業従事日数は150日、世帯数のうち農業従事者数は2名となっております。

雇用労働力、家畜の飼育はともにありません。

農機具の所有状況としましては、トラクター1台、耕うん機1台、コンバイン2台、田植機1台、乾燥機1台、軽四トラック1台 となっております。

借受人については建築業を営んでおり、兼業農業者であります。現在すでに父親である貸付人と共に、該当農地を共同で耕作しております。

貸付人が高齢になってきたため、息子である借受人が今後主となり、耕作を行っていくとのこと。今後、営農計画書等の名義も順次息子に継承していく予定であり、規模拡大の意向もあると聞いております。

利用権設定を行う農地は、これまでどおり耕作を続けていきますので、耕作に必要な農作業に常時従事するものと、判断いたしております。

議案書の7ページに土地の位置図、7ページと8ページに現地写真を添付しておりますので、ご確認ください。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項のいずれの要件にも抵触しないと判断しますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡崎委員

はい。

議長 はい、岡崎委員。

岡崎委員 事務局の説明のとおりですけど、親子で大工をしております。譲受人は、西南豪雨の時分に帰って来て、それから親子2人で今の現状の田んぼを耕作しております。まあ、今言うたように親の方よね、貸付人も高齢になりまして今後、息子さんに土地も譲渡するような形で進めておりまして、また、地区で借りれる方がありましたら、借りて今後規模拡大を図っていくような意向ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 以上で、議案についての説明が終わりました。
これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願ひします。

山本委員 はい。

議長 はい、山本委員。

山本委員 はい、作物名は水稻と書いているんですけども、後作としてブロッコリーとか植えられますか？

岡崎委員 やりません、やっております。水稻だけです。

山本委員 わかりました。

議長 他にありませんか。
ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。農地利用最適化推進委員より本件について異議はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 ないようですので、これで採決に移ります。
議案第2号 農地利用集積化計画（利用権の設定）の審議について
整理番号30-032 をおはかりします。
議案に賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であり、本件は可決と致します。

次に、議案第3号 その他の件について

議長

次回開催日についてですが、
次回の定例総会は、平成31年3月5日（火曜日）午前10時より
市役所第一会議室において行います。

その他、何かありませんか。

事務局

すみません。

議長

はい。

事務局

すみません、ちょっと予定にはなかったんですが、報告としまして、先日1月22日、23日と高知県の11市農業委員会の協議会、臨時会がありまして、農業委員会会長 中山会長と事務局長 二宮課長と一緒に3名で出席してきました。

内容としては、農業委員会に求められる役割と、農業委員会の体制ということで、県下の農業委員会がすべて新体制に移行したということで、農業委員と推進委員の役割、どういった活動をこれからしていけばいいのか、ということが中心で、本市の課題でもあります、農業委員さんと推進委員さんのそれぞれの役割を、はっきりさせるということについても聞いてきまして、新年度に向けまして、うちとしても、そういうことをはっきりさせて、皆さんに提示していきたいと思っておりますし、皆さんも、どういう活動をしていけばよいかということも、考えていって頂きたいと思えます。今後、資料等作りまして提示させて頂きたいと思えますので、そのときにはまた、よろしく願います。

会長。参加されて何かご意見はありませんか。

会長

僕もまだはっきりとは、してなかったもので、他の室戸から清水まで、ずーと高知県の11の市の農業委員と、事務局とが集まって会をしたがですが、まだ、僕も新体制がどんなものやらはっきりせん。いうことを皆の前で言うたがですが、先々から新しいところに、移行しているところは、かなり進んでいろいろ意見を聞きました。事務局も僕らもまだ、新体制になって間もないもので、今後、今まで会の中でいろいろ、安芸、それから高知、それから南国市辺りの意見は、かなり活発に言いよりましたので、そういうことを踏まえて検討していかなければなと思ったことでした。以上です。

事務局
(中山)

ありがとうございました。

今お配りしたのが、皆さんありますか。もう今年も定例総会は今日を含めて2回しかありませんので、来年度、平成31年度の総会の開催予定日の（案）を作りました。こちらはまだ（案）の段階で、特に問題がなければ、このとおり進んで行くことになるんですけども、ひょっと何か大きな会等とぶつかって

いるとかですね、不都合なことがありましたら、事前にお知らせいただけましたら、そこは日程調整をしてから開催したいと思いますので、また、事務局の方へ言うてきてください。

こちらについては、お持ち帰りいただきまして、ご自分のスケジュールと一度ご確認していただけたらと思います。以上です。

議長

委員の中でも、今後の日程とか、何か決めたいことがありましたら、質問等お願いします。

ありませんか。

ないようですので、以上で2月定例総会を閉会といたします。